

指定短期入所生活介護 重要事項説明書

指定短期入所生活介護の提供に当たり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上の留意事項等の重要事項について次の通り説明します。

1 事業の目的と運営方針

社会福祉法人秋田県民生協会（以下「事業者」という。）が開設する永楽苑指定短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）は、介護保険法令に従い、事業所の従業者等（以下「従業者」という。）要介護状態にある利用者に対し、意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定短期入所生活介護サービスを提供することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

2 事業者（法人）の概要

事業者（法人）	社会福祉法人秋田県民生協会
所在地	〒018-4231 秋田県北秋田市上杉字金沢162-1
代表者	理事長 木村 久美夫
設立年月日	昭和52年9月21日
電話番号	0186-84-8655

3 事業所の概要

(1) 事業所の概要

事業所	永楽苑指定短期入所生活介護事業所
指定番号	0572104131
所在地	〒018-4231 秋田県北秋田市上杉字金沢162-1
管理者	施設長 村形 耕悦
開設年月日	平成7年11月1日
電話番号	0186-78-5151
FAX番号	0186-78-5150
メールアドレス	eirakuen@chive.ocn.ne.jp
サービス提供地域	広域型
送迎範囲	北秋田市合川地区 及び 概ね片道10キロ圏内

(2) 設備の概要

居室	2人部屋	23室（うち短期入所用10室）
	従来型個室（1人部屋）	10室
	3人部屋	2室
	4人部屋	2室
居室合計	37室	